

声明

東北大学で働く3,200名以上の非常勤職員の大量雇止めに対抗する職員組合の団体交渉要求に対して東北大学当局は誠実に対応せよ！

2016年5月1日現在、東北大学の教職員約1万人のうち50.7%（2015年は55.2%）が非正規雇用である。全国平均の非正社員の比率が約40%であることに鑑みれば、東北大学がいかにブラック企業化しているかが分かる（2013年に日本の大学の中で唯一ブラック企業大賞特別賞を受賞している）。

改正労働契約法は「有期労働契約が通算5年を超えたとき、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できる」とし、厚生労働省は「働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するため」と法改正の趣旨を明らかにしている。しかし東北大学当局は、この法の趣旨に反して2月16日付の大学方針「准職員・時間雇用職員の無期転換者の選考について」において「無期転換候補者として相応しい者」を「正職員と同等以上の成果を出すと見込まれる者」とするなどの不当に高いハードルを設けたため、3,243人の准職員・時間雇用職員が2018年3月末から3年間で雇止めされるおそれがある。

東北大学職員組合は、総長から全権委任を受けていなければならないはずの人事労務担当理事と団体交渉をおこなってきたが、交渉では教育研究評議会での総長発言との齟齬が問題になるケースもあったうえに、大学の財務状況や責任ある雇用見通しのシミュレーションの提示を何度も求めてきたが未だ示されていない。重大な雇用問題であるため総長が責任をもって交渉に応じるべきであり、組合は最大の争点である「准職員・時間雇用職員の無期転換者の選考について」を交渉事項とした団体交渉を8月1日または4日に開催し、総長自ら応じるように7月8日付で労働協約に基づいて申し入れた。

しかし、大学当局の回答は、交渉時期を9月頃まで延期するというものだった。その理由は、「2月16日方針『選考について』はそれを前提とした対応を部局で検討中であり、回答できることは5月27日の団体交渉までに回答した。大学として引き続き検討中の内容はあるが、8月1日、4日までには、検討中の内容を含め、組合に説明できるところまで検討が進まない見通しである。したがって、回答できる内容が整理できた段階で交渉に応じる」、「組合からの自己推薦制度、総長による説明会の要求については検討中だが、8月1日、4日に回答できるところまで検討が進む見通しはない」、「9月頃になるまでに団体交渉が行なえない場合、一方でその時期に、本部事業場や各部局で当該方針『選考について』を前提として無期転換、雇止めに重大な影響をあたえる面談が行なわれるが、9月頃になるまでの間に当該方針を変えるつもりはないので、当該方針を交渉事項とした団体交渉はおこなわない」という内容だった。

検討中であることは交渉を拒否する理由にはならない。これは、大学当局が方針を変えるつもりがないので団体交渉に応じないと言っているも同然であり、大量雇止めは大学当局の裁量だと主張するに等しいものと組合は考える。また、重要な面談をおこなう時期に交渉を先延ばしにして方針を押しつけるのでは、労使対等の原則にも、誠実交渉義務にも反する。

職員組合と大学当局との労働協約は、一方が団体交渉を求めた場合は他方は応じなければならないと定めている。最高学府である東北大学で法の趣旨に反する大量雇止め方針が強行されれば、研究と教育に大混乱が起きることは避けられないだろう。今こそ大学当局の真摯な態度と社会的責任をふまえた判断が切に望まれている。

組合は、引き続き、里見総長に対して誠実に団体交渉に応じるよう強く要求する。

2016年7月26日

東北大学職員組合執行委員会